

事務連絡
平成 30 年 7 月 2 日

一般社団法人 全日本木材市場連盟
会長 西垣 泰幸 殿

林野庁 木材産業課長

平成 29 年度農林水産関係の公共建築物等における吹付けアスベスト等
及びアスベスト含有保温材等使用実態調査の結果及び関係法令の周知等
について

平成 29 年 12 月 6 日付け事務連絡で依頼しました農林水産関係の公共建築物等
における吹付けアスベスト等及びアスベスト含有保温材等使用実態調査につつま
しては、御協力、誠にありがとうございました。

今般、当該調査の結果を取りまとめ、農林水産省ホームページにおいて公表し
ましたので、お知らせいたします。

石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）
第 10 条では、事業者は、その労働者を就業させる建築物等に吹き付けられた石綿
等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じ
んを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該
吹き付けられた石綿等又は保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等
の措置を講じなければならないこととされるなど、農林水産関連施設においても、
労働安全衛生法、石綿則等を踏まえた対応をすることが求められています。

つきましては、アスベスト関係の法令、最近の通知等が別添のとおりホームペ
ージに掲載されていますので、引き続き、石綿則等の遵守等について遺漏のない
よう、会員企業等への周知徹底をお願いいたします。

(担当)

林野庁木材産業課企画班

課長補佐 藤田 聡

企画係長 佐々木 嵩史

代表：03-3502-8111（内線 6103）

(別添)

アスベスト関係の法令、最近の通知等

厚生労働省ホームページ

労働安全衛生法関係の法令等（石綿）

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/index.html>
から抜粋

【事業者（雇用主）による労働者のアスベストばく露防止について】

○石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）

○石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル [2.10 版] の策定について

（平成 29 年 4 月 3 日付け厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策
課長通知 基安化発 0403 第 1 号）

○建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止の実施について

（平成 29 年 4 月 3 日付け厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策
課長通知 基安化発 0403 第 3 号）

【建材中のアスベスト分析について】

○建築物に係る石綿の事前調査における主な留意点について

（平成 30 年 4 月 20 日付け厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策
課長通知 基安化発 0420 第 1 号）